

(平成25年9月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件

中部（愛知）国民年金 事案 3611

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月
② 昭和40年10月から41年3月まで

私は、会社を退職（昭和39年5月）時に、A市B区の賃貸マンションへ引っ越し、申立期間①及び②の国民年金保険料については、マンションの管理人が、光熱費や町内会費などと一緒に毎月集めていた覚えがある。国民年金加入手続は、退職するまで住んでいた同市C区又は同市B区の区役所で行ったと思う。加入手続の具体的な時期及び保険料の納付金額までは覚えていないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納は無く、その納付済期間の大半は前納制度を利用している上、昭和52年10月から19年間にわたり付加保険料を納付しているなど、申立人の年金制度に対する関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年9月3日にA市B区で払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、同年3月1日を資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間②の国民年金保険料は、現年度保険料として納付することが可能であり、オンライン記録によると、申立期間②直前の保険料は現年度保険料として納付されていることが確認でき、申立期間②後の保険料は全て納付済みとされていることから、納付意識の高かった申立人

が、加入手続直後である申立期間②の6か月の保険料を未納のまま放置するのは不自然である。

一方、申立期間①の国民年金保険料については、前述の加入手続時期（昭和40年9月頃）を基準とすると、過年度保険料として納付することが可能であったものの、申立人は、保険料を集金していたとするマンションの管理人の所在が分からず、関係者からの証言も得られないとしていることから、申立期間①の保険料が過年度保険料として納付されたとは推認することはできない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年10月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和24年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3,900円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月1日から同年3月1日まで

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所には昭和24年2月末日まで勤務していた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA事業所における資格喪失日は昭和24年2月1日とされているが、申立人の同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人の同事業所における資格喪失日が記載されておらず、このことについて日本年金機構B事務センターは、「理由は不明である。」と回答している。

また、平成14年頃に申立人の夫が作成したとする申立人のA事業所における勤務期間が記載された資料によると、申立人の同事業所における退職日は昭和24年2月28日とされている上、同僚は申立人が申立期間においても同事業所に勤務していたと証言しており、これらのことから、申立人は申立期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

さらに、申立期間前後にA事業所において厚生年金保険の資格を喪失した複数の同僚は、自身が記憶する退職日と厚生年金保険の資格喪失日は符合する旨回答しており、符合しないとすると同僚は確認できない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和24年3月1日に厚

生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和24年1月の記録から、3,900円とすることが妥当である。

中部（愛知）厚生年金 事案 7959

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合における資格喪失日及びB組合における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月及び同年3月は9万2,000円、同年4月及び同年5月は11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A組合における昭和49年2月及び同年3月については明らかでないと認められ、B組合における同年4月及び同年5月については履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月1日から同年6月1日まで

私は、昭和48年6月1日から51年8月31日までA組合又はB組合が経営する事業所に勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。この間、勤務場所、仕事内容及び雇用形態に変化は無かったので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A組合及びB組合の複数の同僚の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が、申立期間について、A組合及びB組合に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記同僚のうち一人は、給与明細書を転記した手帳を保管しており、その記載内容から、申立期間において、保険料の控除が確認できることから、申立人も当該期間に保険料が控除されていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A組合及びB組合に継続して勤務

し、申立期間の保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人のA組合からB組合への移籍日は、雇用保険の同組合における資格取得日の記録から、昭和49年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA組合における昭和49年1月及びB組合における同年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、同年2月及び同年3月は9万2,000円、同年4月及び同年5月は11万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録ではB組合が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間後の昭和49年6月1日とされており、申立期間は適用事業所ではないが、商業登記簿謄本によると、当該事業所は48年4月*日に法人として設立登記されている上、上記複数の同僚の証言から申立期間において5人以上の従業員が常時勤務していたことが推認できることから、当該事業所は上記移籍日において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立期間のうち、昭和49年2月1日から同年4月1日までの期間について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A組合は53年5月*日に解散している上、当時の事業主も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和49年4月1日から同年6月1日までの期間について、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B組合は、当該期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 7960

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成17年7月及び同年8月は17万円、同年9月から18年2月までは20万円、同年3月から19年3月までは24万円、同年4月は22万円、同年5月から同年9月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月から19年9月まで
申立期間の標準報酬月額が、給与支払明細書において確認できる給与支給額よりも低い額で記録されている。
申立期間について、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書及び給与明細書（以下「給与明細書等」という。）により、申立人は、申立期間において、22万円から36万円までの標準報酬月額に相当する給与を支給され、17万円から24万円までの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書等において確認できる保険料控除額又は給与額から、平成17年7月及び同年8月は17万円、同年9月から18年2月までは20万円、同年3月から19年3月までは24万円、

同年4月は22万円、同年5月から同年9月までは24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、給与明細書等において確認できる保険料控除額又は給与額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる保険料控除額又は給与額に見合う報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成19年1月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

申立期間②のうち、平成19年7月、20年5月及び同年6月の標準報酬月額に係る記録については、19年7月は11万8,000円、20年5月は13万4,000円、同年6月は12万6,000円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成19年12月及び20年4月については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を19年12月は12万6,000円、20年4月は13万4,000円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間②のうち、平成20年12月の標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、13万4,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の11万円とされているが、申立人は、当該期間について、12万6,000円の標準報酬月額に見合う報酬月額を事業主により支給されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（平成19年7月は11万円、同年12月及び20年4月から同年6月までの期間は11万8,000円、同年12月は11万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間： ① 平成19年1月頃から同年2月10日まで
② 平成19年2月から21年4月まで

申立期間①について、私は平成18年11月頃からA社に勤務し、19年1月に同社B店から同社C店に異動した時に会社から厚生年金保険に加入すると説明された。この期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

申立期間②について、A社で給与から控除されていた保険料に基づく標準報酬月額がねんきん定期便に記載された標準報酬月額と相違しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録及びA社から提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は、平成18年11月16日から同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、資格取得日については、事業主は、「平成19年初めに申立人をA社B店から同社C店に異動させた時に厚生年金保険に加入することにした。」と証言しているところ、同僚の一人は、申立人が平成19年1月最終週にはA社C店に勤務していたと証言し、さらに別の同僚が、申立人は給料締め日である同年1月25日の翌日から同社C店に勤務したと証言していることから判断すると、申立人は同年1月26日に同社C店に配属されたと認められることから、同日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社から提出された所得税源泉徴収簿の保険料控除額から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、当該期間のうち、平成19年7月、20年5月及び同年6月については、A社から提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は、19年7月は11万8,000円、20年5月は15万円、同年6月は12万6,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額を事業主から支給され、13万4,000円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこ

とが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成19年7月は11万8,000円、20年5月は13万4,000円、同年6月は12万6,000円に訂正することが妥当である。

また、申立人は、申立期間②のうち、平成19年12月及び20年4月については、A社から提出された所得税源泉徴収簿により、その主張する標準報酬月額（19年12月は12万6,000円、20年4月は13万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間②のうち、平成20年12月については、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初、11万円とされていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の24年8月9日付けで11万円から13万4,000円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の13万4,000円ではなく、訂正前の11万円とされている。

しかし、A社から提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は、当該期間において、12万6,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額を支給され、13万4,000円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、所得税源泉徴収簿において確認できる報酬月額から、12万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、平成19年2月から同年6月までの期間、同年8月から同年11月までの期間、20年1月から同年3月までの期間、同年7月から同年11月までの期間及び21年1月から同年4月までの期間については、A社から提出された所得税源泉徴収簿により、事業主が申立人の給与から源泉控除していたと認められる保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないと認められることから、当該期間は、厚生年金特例法の保険給付の対象に当たらな

いため、あっせんは行わない。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②のうち、平成 19 年 7 月、同年 12 月、20 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 12 月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、誤った事務処理をしていたことを認めていることから、事業主は、所得税源泉徴収簿で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（岐阜）厚生年金 事案 7962

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成8年2月6日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年4月から8年1月までの標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月30日から8年5月1日まで
私のA社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日が遡って訂正されている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の記録により、申立人は、平成8年3月31日までA社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、7年4月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人の資格喪失日の処理はA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年1月1日）の後の同年2月6日付けで遡って7年4月30日を資格喪失日とする処理が行われた記録が確認できる上、当該処理と併せて、平成7年度の定時決定記録の取消しも行われているが、この定時決定記録は7年9月14日に処理されたものであり、適切な届出であったものと考えられる。

また、A社において、厚生年金保険の被保険者資格を有する11人についても、申立人と同様に遡った資格喪失処理及び平成7年度の定時決定記録の取消処理が行われており、かつ、当該喪失処理前の記録から、同処理を行った平成8年2月6日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年4月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、当該処理日である8年2月6日であると認められる。

また、申立人の申立期間のうち、平成7年4月から8年1月までに係る標準報酬月額については、7年4月から同年9月までは同年3月のオンライン記録から、同年10月から8年1月までは資格喪失処理時に取り消された平成7年度の定時決定の記録から22万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成8年2月6日から同年5月1日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人は、当該期間のうち、同年3月31日までの期間について、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人は、厚生年金保険料の控除が確認できる給料明細書等を保管していない上、申立人と同様に遡って資格喪失処理された同僚の給料明細書により、平成8年2月以降に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（静岡）厚生年金 事案 7963

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、37万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

申立期間について、A社から賞与が支給されていたが記録が無いので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、金融機関から提出された「お取引明細表」及び複数の同僚から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間において、38万1,000円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、37万3,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記の「お取引明細表」及び賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、37万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、申立期間③について、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①及び②は25万円、申立期間③は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年12月11日
② 平成22年7月8日
③ 平成22年12月15日

申立期間について、A社から賞与の支給があり、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社から提出された賞与支払内訳明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③について、A社から提出された賞与支払内訳明細書により、申立人は、当該期間において、30万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、30万3,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び

保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与支払内訳明細書において確認できる賞与額から 30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①、②及び③当時に事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 7965

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 1 日から 35 年 11 月 6 日まで
家事都合のためA社を退職したが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4年8か月後の昭和40年7月19日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は、変更処理がなされておらず、旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和38年3月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることを踏まえると、申立人が、当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

中部（愛知）国民年金 事案 3612

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月から55年3月まで

私は、20歳になった頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、同市役所で納付していたと思う。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、同市役所で納付していたと思うとしているものの、保険料の納付時期、納付方法及び納付金額については具体的に覚えていないとしていることから、申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年4月11日にA市で払い出され、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、申立人の国民年金加入手続は同年5月頃に行われたものと推認でき、この加入手続の際に、52年*月*日（20歳到達日）まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、前述の加入手続時期（昭和55年5月頃）を基準とすると、申立期間のうち、52年2月から53年3月までの国民年金保険料については、既に2年の時効が成立していたほか、同年4月から55年3月までの保険料については、過年度保険料として納付することは可能であったものの、A市によると担

当窓口及び同市役所庁舎内の指定金融機関では過年度保険料の納付は取り扱っていないとしている上、申立人は、保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いとしていることから、申立人が当該期間の保険料を過年度保険料として納付していたものと推認することはできない。

加えて、A市の納付記録情報によると、前述の加入手続時期（昭和55年5月頃）以降の国民年金保険料は納付済みとされているものの、申立期間に係る保険料が納付されていた形跡は確認できず、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録とも一致しており、これらの記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）国民年金 事案 3613

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から54年3月まで

私が20歳（昭和53年*月）になった頃、母親が大学生だった私の国民年金の任意加入手続をA市B区で行い、私が結婚する57年頃まで国民年金保険料を納付してくれていたはずである。年金手帳を見ると、被保険者となった日及び被保険者種別の記録が20歳になった53年*月*日強制から大学在学中の54年4月1日任意に訂正されており、記録が訂正されているのはおかしいと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に亡くなっていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年7月7日にA市B区で払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、被保険者種別を強制とし、被保険者資格取得日を53年*月*日（20歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられる。その後、申立人の資格記録は、大学在学中の54年4月1日を任意加入被保険者として資格取得した記録に変更されているが、前述の加入手続時期において、申立人は、53年*月*日を資格取得日として取り扱われていたものとみられることから、申立期間の国民年金保険料は、過年度保険料として納付することが可能であった。しかしながら、申立人は、母親から、保険料を遡って納付したことや、まとめて納付したことを聞いた覚えは無いとしており、申立人と同様に母親が保険料を納付

していたとする申立人の姉（国民年金手帳記号番号の払出しは、申立人と同日で連番）についても、申立期間の保険料は未納とされていることから、母親が申立期間の保険料を過年度保険料として納付していたとまでは推認することはできない。

さらに、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の国民年金保険料が納付された形跡は無く、これらの記録とオンライン記録は一致している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7966

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月から31年2月27日まで

A社（現在は、B社）C工場で勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社で働いていたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、「申立期間当時の資料は無く、当時のことを知る者もないため、申立人について、詳細は不明である。」と回答している。

また、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和30年2月頃から31年3月頃までの全部又は一部の期間において、厚生年金保険の被保険者となっており、所在の確認ができた54人に照会を行い、36人から回答があったものの、申立人が同社同工場に勤務していたことを記憶している者は無く、申立人の同社同工場における勤務について確認できない。

さらに、A社C工場に係る上記被保険者名簿の申立期間及びその前後の期間において、健康保険の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7967

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 30 日から 39 年 7 月 1 日まで
② 昭和 40 年 7 月 1 日から同年 11 月まで

申立期間①はA事業所、申立期間②はB事業所で配達及び集金に従事していたのに、厚生年金保険の記録が無い。両事業所の所長を記憶しているので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録は無く、既に廃業しており、当時の所長は連絡先が不明である上、申立人は、同事業所の同僚の名前を記憶していない。

また、当時、適用事業所となっていない事業所の事業主及び従業員が厚生年金保険に加入する場合は、C会を通じて加入していたところ、同会の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の当該期間における被保険者記録は無く、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間②について、申立人は、B事業所の従業員の社会保険加入手続を行っていたC会において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同事業所の元所長及びその息子を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、B事業所の所長は死亡している上、その息子は、「短期間の勤務の従業員は、社会保険に加入していない人も多くいたと思う。」と回答しており、当時、同事業所では従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、平成14年7月1日に適用事業所ではなくなったC会の厚生年金保険に

関する台帳を保管するD社は、「C会の厚生年金喪失者台帳において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の記録は無い。」と回答している上、同社の保管する当該台帳において確認できる厚生年金保険の記録と申立人のオンライン記録は一致しており、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7968

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月27日から53年1月4日まで

A社を退職する際に、同社の担当者に助言をもらい、B社会保険事務所(当時)で厚生年金保険第四種被保険者の資格取得の手続を行った。しかし、私の厚生年金保険被保険者記録には当該記録が無い。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険第四種被保険者資格取得の手続を行ったとしているB社会保険事務所の申立期間に係る厚生年金保険第四種被保険者原票に申立人の氏名は無く、欠番も無い。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険第四種被保険者としての保険料額や保険料の納付時期について、覚えていない上、申立人がA社を退職する際に厚生年金保険第四種被保険者制度について助言をもらったとする事務担当者は死亡しており確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険第四種被保険者としての保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7969

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 9 月 17 日から 16 年 6 月 1 日まで

私は、平成 14 年 9 月に派遣業を行う A 社から B 県にある C 社（現在は、D 社）へ派遣され勤務していたが、A 社 E 部門の厚生年金保険の記録が 16 年 6 月からしかない。C 社の業務は危険が伴うため、派遣元の会社は社会保険の加入が義務づけられていた。14 年 9 月から厚生年金保険に加入していたはずであるため記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

D 社から提出された「非常傭社外工名簿」により、申立人が申立期間において A 社の派遣社員として C 社で勤務していたことが確認できる。

しかし A 社から提出された資料の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び F 厚生年金基金が保管する加入員台帳の新規取得日は、申立人のオンライン記録の資格取得日と同日の平成 16 年 6 月 1 日であることが確認できる。

また、申立期間中に C 社へ社員を派遣していた A 社 E 部門 G 営業所の複数の社員は、「申立期間当時は、厚生年金保険の加入について統一的な取扱いは無く、会社は積極的に加入させていなかった。」と証言している。

さらに、申立期間に A 社 E 部門で厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の派遣社員の同僚は、「会社からは社会保険の加入について説明を受けていない。」「途中から社会保険の加入について聞いた。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間において保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（静岡）厚生年金 事案 7970

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月1日から34年10月1日まで

私は、A社に昭和25年7月から27年3月まで勤め、一旦退職した後、再度同社で同年10月1日から34年9月30日まで7年間勤めた。その間の厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得いかないので、調査して、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の証言から、申立期間当時、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和61年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者が死亡又は所在不明である上、前述の事業主の息子は、申立期間当時の関連資料は保管していないと回答していることから、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番も無い上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳に申立期間に係る記載は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（静岡）厚生年金 事案 7971

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月 6 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 55 年 9 月 1 日から 56 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 56 年 1 月 10 日から同年 4 月 1 日まで

申立期間①及び②についてはA事業所（現在は、B事業所）で、申立期間③についてはC事業所（現在は、D事業所）で、勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の記録が無い。

調査して申立期間①から③までについて、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち昭和 55 年 4 月 7 日から同年 8 月 1 日までの期間、申立期間②及び申立期間③のうち 56 年 1 月 16 日から同年 4 月 1 日までの期間について、B事業所及びD事業所から提出された採用発令により、申立人が当該期間にA事業所及びC事業所で勤務していたことが確認できる。

なお、申立期間①のうち、昭和 55 年 4 月 6 日について、同日は日曜日であるところ、上述の採用発令によると申立人はA事業所に勤務していたことが確認できず、申立期間③のうち、56 年 1 月 10 日から同年同月 15 日までの期間について、上述の採用発令によると、申立人は当該期間にC事業所に勤務していたことが確認できない。

しかし、B事業所及びD事業所は、「当時の社会保険関係資料等を保管しておらず、当時の厚生年金保険の取扱い、保険料の控除状況等は不明だが、勤務期間が短い職員については厚生年金保険被保険者資格を取得させないこともあった。」と回答している。

また、申立期間当時、A事業所及びC事業所で勤務していた者について、そ

の記憶する勤務期間において厚生年金保険の記録が確認できない者が複数存在することからも、いずれの事業所も申立期間当時、一部の職員については、その勤務期間どおりには厚生年金保険被保険者としていなかったことがうかがえる。

さらに、C事業所で勤務していた者から提出された履歴書及び給与支払明細書により、同事業所で勤務していた期間のうち、一部の期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

加えて、A事業所及びC事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年2月27日から32年1月16日まで
② 昭和32年1月16日から34年4月16日まで
③ 昭和35年12月20日から37年12月1日まで
④ 昭和37年12月1日から42年9月21日まで

私は、A社及びB社を退職後、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①及び②に係るものと申立期間③及び④に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているとは考え難い。

申立期間①及び②に係る脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、昭和34年9月30日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

申立期間③及び④に係る脱退手当金については、当該期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人のB社C工場退職後の連絡先としてD県の住所及び申立人の父の名前が記載されており、社会保険事務所（当時）では、脱退手当金支給決定何を作成して決裁を得るなど適正に事務処理が行われていたことが確認できる。

また、A社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日前後1年以内に資格喪失した受給資格のあ

る女性114人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録のある61人のうち59人が資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立期間当時、同社において社会保険事務を担当していた複数の同僚は、「退職者に対して脱退手当金の説明を行い、従業員に代わり会社が請求手続を行っていた。」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人のB社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間③及び④の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和43年3月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。